

## 高病原性鳥インフルエンザの県内発生に伴う 農業研究センター防疫措置（第3段階）の解除について

農業研究センターにおいて実施していた第3段階の防疫措置について、12月27日0時をもって解除し、第1段階の体制とします。

なお、農業研究センターへの悪性家畜伝染病の侵入を防止するため、引き続き適切な防疫措置をお願いします。

### 1 今後の家畜防疫対策について

- ・引き続き国内において鳥インフルエンザが発生していることから、農業研究センター悪性家畜伝染病防疫対応要綱に基づき、第1段階の防疫対策とします。

### 2 第1段階の防疫対策（第3段階からの変更点）について

#### 1) 農業研究センターの立入り規制等

- ・農業研究センター内へ出入りする車両の制限は行わない。
- ・センター正門における検問、動噴による消毒は終了します。（消石灰による消毒は継続。）
- ・発生地域から人が集まる可能性のある会議のセンター本部及び茶研での開催やセンターへの視察等の受入は引き続き原則禁止。

#### 2) 職員の対応

- ・原則、発生地域への出張や旅行を中止する。
- ・上記地域以外で開催される会議や研修会への参加は可とする。
- ・畜産研究所職員とその他職員の動線が交差しない対策（研究棟への出入口や通路を分別した対応）を解除します。